

建設局各事務所長優良工事等公表要綱実施細目

施行	平成元年	5月22日
第1回改訂	平成9年	6月4日
第2回改訂	平成10年	6月9日
第3回改訂	平成11年	6月24日
第4回改訂	平成13年	6月1日
第5回改訂	平成15年	5月15日
第6回改定	平成16年	4月5日
第7回改定	平成18年	2月17日
第8回改定	平成24年	5月23日
第9回改定	平成31年	3月29日
第10回改定	令和2年	4月30日

(趣 旨)

第1 この実施細目は、建設局各事務所長優良工事等公表要綱（以下「要綱」という。）第8の規定に基づき要綱の実施に関し必要な事項を定める。

(公表及び賞状の授与の対象)

第2 要綱第2に定める「優良工事等」とは、当該年度の選定基準により選定された工事等とする。

(公表及び賞状の授与の実施)

第3 公表及び賞状の授与は毎年度1回行い、公表の期間は1箇月程度を目途とする。

2 授与する賞状は、別記第1号様式によるものとする。

3 要綱第3の1に定める掲示は、別記第2号様式により所契約担当課において行うとともに、別記第3号様式により総務部用度課において行うものとする。

(選定の手続)

第4 課長は、所管の工事等のうち、要綱により選定する必要があると認めるものがあるときは、十分調査検討の上、別記第4号様式により理由を付して所長に推薦するものとする。

2 課長は、推薦に当たっては、当該受注者等が施行した他の工事等の成績も考慮し、選定が適正かつ公平に行われるよう十分留意しなければならない。

(優良工事等の決定の報告)

第5 所長は、優良工事等が決定した場合、速やかに「別記第5号様式」(事務所長公表報告書)により建設局長に報告するものとする。

(優良工事等の取消し)

第6 所長は、優良工事等として公表された工事等のうち、公表後にその当該工事等において優良工事等にふさわしくない事項が発覚した場合は、委員会を開催し、これに付議するものとする。

2 公表の方法は、本細目第3の3に準ずる。

3 優良工事等の取消し決定の報告は、本細目第5に準ずる。

(要綱の運営に関する事務)

第7 要綱の運営に関する事務は、所の庶務担当課で処理するものとする。

付 則

この細目は、令和2年4月30日から施行する。